

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
..... (警察本部警務課) 58

目 次

条 例

○北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例..... (医務薬務課)	1
○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	8
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例..... (人事課)	9
○北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	9
○北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 (循環型社会推進課)	10
○特定非営利活動促進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 (道民生活課)	10
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課)	11
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課)	14
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の 一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例..... (医務薬務課)	14
○北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例等の一部を改正する条例..... (施設運営指導課)	15
○北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基 準等を定める条例等の一部を改正する条例..... (施設運営指導課)	39
○北海道森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例 (森林計画課)	54
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例..... (建設部総務課)	54
○北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例..... (維持管理防災課)	57
○北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例 (道路課)	57
○北海道公営企業条例の一部を改正する条例..... (企業局総務課)	58

条 例

北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例をここに公布する。
令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第4号

北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、看護職員養成施設に在学する者で、将来道内において看護
職員の業務に従事しようとするものに対し、その修学に必要な資金（以下「修
学資金」という。）を貸し付けることにより、道内における看護職員の養成及
び確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める
ところによる。

- (1) 看護職員 保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。
- (2) 看護職員養成施設 保健師養成施設、助産師養成施設、看護師養成施設及
び准看護師養成施設をいう。
- (3) 保健師養成施設 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。次号か
ら第6号までにおいて「法」という。）第19条第1号の規定による指定を受
けた学校及び同条第2号の規定による指定を受けた保健師養成所をいう。
- (4) 助産師養成施設 法第20条第1号の規定による指定を受けた学校及び同条
第2号の規定による指定を受けた助産師養成所をいう。
- (5) 看護師養成施設 法第21条第1号の規定による指定を受けた大学、同条第
2号の規定による指定を受けた学校及び同条第3号の規定による指定を受け
た看護師養成所をいう。
- (6) 准看護師養成施設 法第22条第1号の規定による指定を受けた学校及び同
条第2号の規定による指定を受けた准看護師養成所をいう。

- (7) 就業予定年数 別表第1の左欄に掲げる一般修学資金の貸付けを受けようとする年数（過去に一般修学資金（規則で定める一般修学資金を除く。）の貸付けを受けた者にとっては、その一般修学資金の貸付けを受けた年数と新たに一般修学資金の貸付けを受けようとする年数とを合算した年数）に応じて同表の当該右欄に定める年数をいう。
- (8) 免除基準年数 別表第2の左欄に掲げる一般修学資金の貸付けを受けた年数（2以上の一般修学資金（規則で定める一般修学資金を除く。）の貸付けを受けた者にとっては、これらの一般修学資金の貸付けを受けた年数を合算した年数）に応じて同表の当該右欄に定める年数をいう。
- (9) 特定市町村 人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。）が5万人未満の道内の市町村をいう。
- (10) 道立保健所 北海道保健所条例（昭和23年北海道条例第16号）第1条第1項の規定により設置された保健所をいう。
- (11) 特定施設 看護師及び准看護師の確保が特に必要な道内の施設であって規則で定めるものをいう。
- (12) 特定病院 特定施設のうち、看護職員の確保が困難と認められる地域に所在する病院であって規則で定めるものをいう。
- (13) 指定特定病院 特定病院のうち、看護職員の確保が特に困難と認められる地域に所在する病院であって規則で定めるものをいう。

（修学資金の種類）

第3条 修学資金の種類は、一般修学資金、特別修学資金及び指定修学資金とする。

2 一般修学資金の種類は、保健師修学資金、助産師修学資金、看護師修学資金及び准看護師修学資金とする。

3 特別修学資金の種類は、助産師特別修学資金及び看護師特別修学資金とする。

4 指定修学資金の種類は、助産師指定修学資金及び看護師指定修学資金とする。

（一般修学資金の貸付けの対象）

第4条 一般修学資金の貸付けの対象は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各

号に定める者とする。

(1) 保健師修学資金 保健師養成施設に在学している者であって、当該保健師養成施設を卒業後1年以内に保健師として特定市町村又は道立保健所に勤務し、就業予定年数以上その業務に従事しようとするもの

(2) 助産師修学資金 助産師養成施設に在学している者であって、当該助産師養成施設を卒業後1年以内に助産師として道内の病院、診療所その他の施設に勤務し、就業予定年数以上その業務に従事しようとするもの

(3) 看護師修学資金 看護師養成施設に在学している者であって、当該看護師養成施設を卒業後1年以内に看護師として特定施設に勤務し、就業予定年数以上その業務に従事しようとするもの

(4) 准看護師修学資金 准看護師養成施設に在学している者であって、当該准看護師養成施設を卒業後1年以内に准看護師として特定施設に勤務し、就業予定年数以上その業務に従事しようとするもの

（特別修学資金の貸付けの対象）

第5条 特別修学資金の貸付けの対象は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であって一般修学資金の貸付けを受けるものとする。

(1) 助産師特別修学資金 前条第2号に定める者であって、当該助産師養成施設を卒業後1年以内に助産師として特定病院に勤務し、就業予定年数以上その業務に従事しようとするもの

(2) 看護師特別修学資金 前条第3号に定める者（看護師2年課程（保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）第4条第2項に規定する課程をいう。第7条第3項第2号において同じ。）の通信制の課程に在学している者を除く。）であって、当該看護師養成施設を卒業後1年以内に看護師として特定病院に勤務し、就業予定年数以上その業務に従事しようとするもの

（指定修学資金の貸付けの対象）

第6条 指定修学資金の貸付けの対象は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であって特別修学資金の貸付けを受けるものとする。

(1) 助産師指定修学資金 前条第1号に定める者であって、当該助産師養成施設を卒業後1年以内に助産師として指定特定病院に勤務し、就業予定年数以上その業務に従事しようとするもの

(2) 看護師指定修学資金 前条第2号に定める者であって、当該看護師養成施設を卒業後1年以内に看護師として指定特定病院に勤務し、就業予定年数以上その業務に従事しようとするもの

(貸付けの条件)

第7条 修学資金の貸付期間は、その貸付けを受ける者の在学する看護職員養成施設の正規の修業年限以内とする。

2 一般修学資金の貸付金額は、月額3万6,000円とする。

3 特別修学資金の貸付金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 助産師特別修学資金 月額2万円

(2) 看護師特別修学資金 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
ア 看護師養成施設の看護師2年課程以外の課程に在学する者 月額2万円
イ 看護師養成施設の看護師2年課程に在学する者 月額3万円

4 指定修学資金の貸付金額は、月額1万円とする。

5 修学資金は、無利子とする。

(貸付けの申請等)

第8条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人1人を定め、規則で定めるところにより知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、貸付けの可否、貸付期間及び貸付金額を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第9条 連帯保証人は、道内において独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 修学資金の貸付けの決定を受けた者(次条において「貸付決定者」という。)は、連帯保証人が欠けたとき又は破産手続開始の決定その他の事情によりその適性を失ったときは、新たな連帯保証人を定めて知事に届け出なければならない。

(貸付けの決定の取消し等)

第10条 知事は、貸付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消さなければならない。

(1) 看護職員養成施設を退学したとき。

(2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(3) 疾病その他の理由により修学が困難であると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 知事は、貸付決定者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けた修学資金があるときは、その修学資金は、当該貸付決定者が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けたものとみなす。

(一般修学資金の返還の債務の免除)

第11条 知事は、一般修学資金の貸付けを受けた者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める一般修学資金に係る返還の債務を免除するものとする。

(1) 保健師修学資金の貸付けを受けた者が、保健師養成施設を卒業後1年(第17条第1項第2号に該当する期間及び疾病、負傷等やむを得ない理由の継続する期間があるときは、1年にこれらの期間を加えた期間。以下この条から第13条までにおいて同じ。)以内に保健師として特定市町村又は道立保健所に勤務した場合において、その業務に引き続き従事した期間(第17条第4項の規定により返還の債務の履行が猶予された者にあつては、当該業務に従事した期間を通算した期間。以下この条から第16条までにおいて同じ。)が免除基準年数に達したとき 保健師修学資金

(2) 助産師修学資金の貸付けを受けた者が、助産師養成施設を卒業後1年以内に助産師として道内の病院、診療所その他の施設に勤務した場合において、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達したとき 助産師修学資金

(3) 看護師修学資金の貸付けを受けた者が、看護師養成施設を卒業後1年以内に看護師として特定施設に勤務した場合において、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達したとき 看護師修学資金

(4) 准看護師修学資金の貸付けを受けた者が、准看護師養成施設を卒業後1年以内に准看護師として特定施設に勤務した場合において、その業務に引き続

き従事した期間が免除基準年数に達したとき 准看護師修学資金

2 知事は、看護師修学資金の貸付けを受けた者（第17条第2項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定により看護師修学資金の返還の債務の履行が猶予された者に限る。）であって保健師修学資金又は助産師修学資金の貸付けを受けたものが、前項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定により保健師修学資金又は助産師修学資金の返還の債務の免除を受ける場合には、同項（第3号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、看護師修学資金の返還の債務を併せて免除するものとする。

3 知事は、准看護師修学資金の貸付けを受けた者（第17条第2項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）の規定により准看護師修学資金の返還の債務の履行が猶予された者に限る。）であって保健師修学資金、助産師修学資金又は看護師修学資金の貸付けを受けたものが、第1項（第4号に係る部分を除く。）の規定により保健師修学資金、助産師修学資金又は看護師修学資金の返還の債務の免除を受ける場合には、同項（第4号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、准看護師修学資金の返還の債務を併せて免除するものとする。

4 知事は、一般修学資金の貸付けを受けた者が第1項各号に規定するところにより業務に従事する期間中に当該業務上の事由により死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなった場合は、その貸し付けた一般修学資金の返還の債務を免除するものとする。

（特別修学資金の返還の債務の免除）

第12条 知事は、特別修学資金の貸付けを受けた者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める特別修学資金に係る返還の債務を免除するものとする。

(1) 助産師特別修学資金の貸付けを受けた者が、助産師養成施設を卒業後1年以内に助産師（助産師として勤務しないことについてやむを得ない場合として規則で定める場合にあっては、看護師）として特定病院（当該貸付けを受けた者に係る貸付けの決定の際又は当該貸付けを受けた者が勤務する際に特定病院であった病院が特定病院でなくなった場合にあっては、当該病院を含む。次号及び第15条において同じ。）に勤務した場合において、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達したとき 助産師特別修学資金

(2) 看護師特別修学資金の貸付けを受けた者が、看護師養成施設を卒業後1年

以内に看護師として特定病院に勤務した場合において、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達したとき 看護師特別修学資金

2 前項（第1号に係る部分に限る。）の規定により同号の規則で定める場合に該当して助産師特別修学資金の返還の債務を免除する場合における前条の規定の適用については、同条第1項第2号中「助産師として」とあるのは、「看護師として」とする。

3 前条第2項及び第4項の規定は、特別修学資金の返還の債務の免除について準用する。この場合において、同条第2項中「看護師修学資金」とあるのは「看護師特別修学資金」と、「第17条第2項（第1号及び第2号）」とあるのは「第17条第2項（第5号）」と、「保健師修学資金又は助産師修学資金」とあるのは「助産師特別修学資金」と読み替えるものとする。

（指定修学資金の返還の債務の免除）

第13条 知事は、指定修学資金の貸付けを受けた者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める指定修学資金に係る返還の債務を免除するものとする。

(1) 助産師指定修学資金の貸付けを受けた者が、助産師養成施設を卒業後1年以内に助産師（前条第1項第1号の規則で定める場合にあっては、看護師）として指定特定病院（当該貸付けを受けた者に係る貸付けの決定の際又は当該貸付けを受けた者が勤務する際に指定特定病院であった病院が指定特定病院でなくなった場合にあっては、当該病院を含む。次号及び第16条において同じ。）に勤務した場合において、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達したとき 助産師指定修学資金

(2) 看護師指定修学資金の貸付けを受けた者が、看護師養成施設を卒業後1年以内に看護師として指定特定病院に勤務した場合において、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達したとき 看護師指定修学資金

2 第11条第2項及び第4項の規定は、指定修学資金の返還の債務の免除について準用する。この場合において、同条第2項中「看護師修学資金」とあるのは「看護師指定修学資金」と、「第17条第2項（第1号及び第2号）」とあるのは「第17条第2項（第7号）」と、「保健師修学資金又は助産師修学資金」とあるのは「助産師指定修学資金」と読み替えるものとする。

（一般修学資金の返還）

第14条 一般修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して1年（第17条第1項、第3項及び第4項の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、1年にその猶予された期間を加えた期間）以内に、月賦若しくは半年賦の均等払又は一括払の方法により、貸付けを受けた一般修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第10条第1項の規定により貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 第11条第1項第1号に規定するところにより保健師養成施設を卒業後1年（第17条第1項第2号に該当する期間及び疾病、負傷等やむを得ない理由の継続する期間があるときは、1年にこれらの期間を加えた期間。次号から第5号までにおいて同じ。）以内に保健師として特定市町村又は道立保健所に勤務しなかったとき。
- (3) 第11条第1項第2号に規定するところにより助産師養成施設を卒業後1年以内に助産師（第12条第2項の規定の適用がある場合にあっては、看護師）として道内の病院、診療所その他の施設に勤務しなかったとき。
- (4) 第11条第1項第3号に規定するところにより看護師養成施設を卒業後1年以内に看護師として特定施設に勤務しなかったとき。
- (5) 第11条第1項第4号に規定するところにより准看護師養成施設を卒業後1年以内に准看護師として特定施設に勤務しなかったとき。
- (6) 第11条第1項第1号に規定するところにより保健師として特定市町村又は道立保健所に勤務した場合であって、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達しないうちにその業務に従事しなくなったとき（同条第4項に該当する場合を除く。）。
- (7) 第11条第1項第2号に規定するところにより助産師（第12条第2項の規定の適用がある場合にあっては、看護師）として道内の病院、診療所その他の施設に勤務した場合であって、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達しないうちにその業務に従事しなくなったとき（第11条第4項に該当する場合を除く。）。
- (8) 第11条第1項第3号に規定するところにより看護師として特定施設に勤務した場合であって、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達しないうちにその業務に従事しなくなったとき（同条第4項に該当する場合を

除く。）。

(9) 第11条第1項第4号に規定するところにより准看護師として特定施設に勤務した場合であって、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達しないうちにその業務に従事しなくなったとき（同条第4項に該当する場合を除く。）。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、一般修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

（特別修学資金の返還）

第15条 特別修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して1年（第17条第1項、第3項及び第4項の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、1年にその猶予された期間を加えた期間）以内に、月賦若しくは半年賦の均等払又は一括払の方法により、貸付けを受けた特別修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第10条第1項の規定により貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 第12条第1項第1号に規定するところにより助産師養成施設を卒業後1年（第17条第1項第2号に該当する期間及び疾病、負傷等やむを得ない理由の継続する期間があるときは、1年にこれらの期間を加えた期間。次号において同じ。）以内に助産師（第12条第1項第1号の規則で定める場合にあっては、看護師）として特定病院に勤務しなかったとき。
- (3) 第12条第1項第2号に規定するところにより看護師養成施設を卒業後1年以内に看護師として特定病院に勤務しなかったとき。
- (4) 第12条第1項第1号に規定するところにより助産師（同条の規則で定める場合にあっては、看護師）として特定病院に勤務した場合であって、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達しないうちにその業務に従事しなくなったとき（同条第3項において準用する第11条第4項に該当する場合を除く。）。
- (5) 第12条第1項第2号に規定するところにより看護師として特定病院に勤務した場合であって、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達しないうちにその業務に従事しなくなったとき（同条第3項において準用する第11条第4項に該当する場合を除く。）。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、特別修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(指定修学資金の返還)

第16条 指定修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して1年（次条第1項、第3項及び第4項の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、1年にその猶予された期間を加えた期間）以内に、月賦若しくは半年賦の均等払又は一括払の方法により、貸付けを受けた指定修学資金を返還しなければならない。

(1) 第10条第1項の規定により貸付けの決定が取り消されたとき。

(2) 第13条第1項第1号に規定するところにより助産師養成施設を卒業後1年（次条第1項第2号に該当する期間及び疾病、負傷等やむを得ない理由の継続する期間があるときは、1年にこれらの期間を加えた期間。次号において同じ。）以内に助産師（第12条第1項第1号の規則で定める場合にあっては、看護師）として指定特定病院に勤務しなかったとき。

(3) 第13条第1項第2号に規定するところにより看護師養成施設を卒業後1年以内に看護師として指定特定病院に勤務しなかったとき。

(4) 第13条第1項第1号に規定するところにより助産師（第12条第1項第1号の規則で定める場合にあっては、看護師）として指定特定病院に勤務した場合であって、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達しないうちにその業務に従事しなくなったとき（第13条第2項において準用する第11条第4項に該当する場合を除く。）。

(5) 第13条第1項第2号に規定するところにより看護師として指定特定病院に勤務した場合であって、その業務に引き続き従事した期間が免除基準年数に達しないうちにその業務に従事しなくなったとき（同条第2項において準用する第11条第4項に該当する場合を除く。）。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、指定修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還の債務の履行の猶予)

第17条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者（以下この条及び次条において「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定

める期間、貸し付けた修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 第10条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き看護職員養成施設に在学しているとき その在学している期間

(2) 看護職員養成施設を卒業後、他の看護職員養成施設又は大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条の規定に基づく大学院であって、看護に関する専門知識を修得するための修士課程に限る。）に在学しているとき その在学している期間

2 知事は、借受者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該場合に該当する期間、当該各号に定める修学資金（規則で定める修学資金を除く。）に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 第11条第1項第1号に規定するところにより業務に従事しているとき 保健師修学資金、看護師修学資金及び准看護師修学資金

(2) 第11条第1項第2号に規定するところにより業務に従事しているとき 助産師修学資金、看護師修学資金及び准看護師修学資金

(3) 第11条第1項第3号に規定するところにより業務に従事しているとき 看護師修学資金及び准看護師修学資金

(4) 第11条第1項第4号に規定するところにより業務に従事しているとき 准看護師修学資金

(5) 第12条第1項第1号に規定するところにより業務に従事しているとき 助産師修学資金、看護師修学資金及び准看護師修学資金並びに助産師特別修学資金及び看護師特別修学資金

(6) 第12条第1項第2号に規定するところにより業務に従事しているとき 看護師修学資金及び准看護師修学資金並びに看護師特別修学資金

(7) 第13条第1項第1号に規定するところにより業務に従事しているとき 助産師修学資金、看護師修学資金及び准看護師修学資金、助産師特別修学資金及び看護師特別修学資金並びに助産師指定修学資金及び看護師指定修学資金

(8) 第13条第1項第2号に規定するところにより業務に従事しているとき 看護師修学資金及び准看護師修学資金、看護師特別修学資金並びに看護師指定修学資金

3 知事は、借受者が災害、疾病その他のやむを得ない理由により貸付けを受けた修学資金の返還の債務を履行することが困難になったと認められる場合に

は、必要と認める期間、当該債務の履行を猶予することができる。

4 知事は、借受者が疾病その他やむを得ない理由により第11条第1項第1号から第4号まで、第12条第1項第1号若しくは第2号又は第13条第1項第1号若しくは第2号に規定するところによる業務を中断する場合において、当該中断の生じた日から1年（当該中断が当該借受者の出産又は当該借受者の子の養育に係る休業のためであるときは、知事が認める期間）以内に再び当該業務に従事することが確実であると認められるときは、当該業務を中断する期間、貸し付けた修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

（返還の債務の減免）

第18条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 第11条第1項第1号から第4号まで、第12条第1項第1号若しくは第2号又は第13条第1項第1号若しくは第2号に規定するところにより業務に従事した場合において、当該業務に引き続き従事した期間（前条第4項の規定により返還の債務の履行が猶予された者にあつては、当該業務に従事した期間を通算した期間）が修学資金の貸付けを受けた年数以上のとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 災害、疾病その他のやむを得ない理由により貸付けを受けた修学資金の返還の債務を履行することが困難になったと認められるとき。

（遅延利息）

第19条 知事は、第14条から第16条までの規定により貸付けを受けた一般修学資金、特別修学資金及び指定修学資金を返還すべき者が、その返還期限までに返還金の全部又は一部を返還しなかった場合には、当該返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、その返還されていない額につき年14.5パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。ただし、特別の事情があると知事が認めるときは、その遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（規則への委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例（昭和36年北海道条例第84号）

(2) 北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和38年北海道条例第19号）
（北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例の廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定による廃止前の北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例（以下「旧看護学院等修学資金条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧看護学院等修学資金条例の規定により貸し付けられた旧修学資金（旧看護学院等修学資金条例第1条に規定する修学資金をいう。次項において同じ。）については、なおその効力を有する。

4 施行日前に旧看護学院等修学資金条例の規定により旧修学資金の貸付けを受けた者であつて施行日以後においても引き続き同一の看護職員養成施設の課程に在学するもの（これに準ずる者として規則で定める者を含む。）がその修学の継続のために資金の貸付けを必要とする場合には、当該者が当該看護職員養成施設の課程に在学している間、旧修学資金の貸付けを受けるものとする。この場合において、当該旧修学資金の貸付け及びこの項の規定により貸付けを受けた当該旧修学資金については、旧看護学院等修学資金条例の規定は、なおその効力を有する。

5 前項に規定する者については、同項に規定する間、この条例の規定は、適用しない。

（北海道看護職員養成修学資金貸付条例の廃止に伴う経過措置）

6 附則第2項の規定による廃止前の北海道看護職員養成修学資金貸付条例（以下「旧修学資金条例」という。）の規定は、施行日前に旧修学資金条例の規定により貸し付けられた旧修学資金（旧修学資金条例第1条に規定する修学資金をいう。次項において同じ。）については、なおその効力を有する。

7 施行日前に旧修学資金条例の規定により旧修学資金の貸付けを受けた者であつて施行日以後においても引き続き同一の看護職員養成施設の課程に在学するもの（これに準ずる者として規則で定める者を含む。）がその修学の継続のために資金の貸付けを必要とする場合には、当該者が当該看護職員養成施設の

課程に在学している間、旧修学資金の貸付けを受けるものとする。この場合において、当該旧修学資金の貸付け及びこの項の規定により貸付けを受けた当該旧修学資金については、旧修学資金条例の規定は、なおその効力を有する。

8 前項に規定する者については、同項に規定する間、この条例の規定は、適用しない。

(規則への委任)

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(検討)

10 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

11 住民基本台帳法施行条例(平成14年北海道条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2の14の事項中「北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例」を「北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例(令和3年北海道条例第4号)附則第3項及び第4項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例附則第2項の規定による廃止前の北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例」に改め、同表の15の事項中「北海道看護職員養成修学資金貸付条例」を「北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例附則第6項及び第7項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例附則第2項の規定による廃止前の北海道看護職員養成修学資金貸付条例」に改め、同表中30の事項を31の事項とし、16の事項から29の事項までを1事項ずつ繰り下げ、15の事項の次に次の1事項を加える。

16 北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例による修学資金の返還に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1(第2条関係)

貸付けを受けようとする年数	就業予定年数
1年	2年

2年	3年
3年	5年
4年	6年
5年	8年
6年	9年
7年	11年

別表第2(第2条関係)

貸付けを受けた年数	免除基準年数
1年	2年
2年	3年
3年	5年
4年	6年
5年	8年
6年	9年
7年	11年

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第5号

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年北海道条例第66号)の一部を次のように改正する。

第6条中「550円」の次に「(心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める漁業の取締業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)」を加える。

第12条第1項第3号中「航空機」の次に「(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機をいう。以下同じ。)」を加える。

第12条の5第1項中「回転翼航空機」を「航空機」に改め、「、その搭乗した

時間1時間につき1,900円（特に危険又は困難な業務であって人事委員会規則で定めるものに従事した時間がある場合にあっては、その時間1時間につき2,470円）を削り、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 航空機の機体、原動機、装備及び計測制御に関する試験

第12条の5第1項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 航空機乗組員（航空法第69条に規定する航空機乗組員をいう。）として行う業務

第12条の5第2項中「前項」を「第1項」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の手当の額は、搭乗した時間1時間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（特に危険又は困難な業務であって人事委員会規則で定めるものに従事した時間がある場合にあっては、当該時間1時間につき当該額の100分の130に相当する額）とする。

(1) 航空法第24条の事業用操縦士又は自家用操縦士の資格を有する職員 5,100円

(2) 航空法第24条の航空通信士、一等航空整備士又は二等航空整備士の資格を有する職員 2,200円

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 1,900円

附則第4項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間の末日までの間に限り、」を削り、「同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の5の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定は令和3年2月1日から適用し、改正後の条例附則第4項の規定は同月13日から適用する。

（漁業取締業務手当等の内払）

3 この条例による改正前の北海道職員の特殊勤務手当に関する条例第6条の規定に基づいて漁業取締業務手当を支給された職員で同一の作業につき改正後の条例第6条括弧書の規定による漁業取締業務手当の支給を受けることとなるものについては、当該支給された漁業取締業務手当は、同条括弧書の規定による漁業取締業務手当の内払とみなす。

4 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例第17条（第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定に基づいて防疫救治作業手当を支給された職員で同一の作業につき改正後の条例附則第4項の規定による防疫救治作業手当の支給を受けることとなるものについては、当該支給された防疫救治作業手当は、同項の規定による防疫救治作業手当の内払とみなす。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第6号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア中「7,384人」を「7,190人」に改め、同号イ中「1,263人」を「1,231人」に改め、同条第9号ア中「3,845人」を「3,829人」に改め、同号イ中「1,278人」を「1,263人」に改め、同条第10号中「95人」を「92人」に改め、同条第11号ア中「2万2,910人」を「2万2,757人」に改め、同号イ中「1,365人」を「1,359人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第7号

北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「若しくは第3項」を「、第3項、第5項若しくは第6項」に、「の適用を受ける職員との権衡を考慮して人事委員会規則で定める号俸の」を「により決定された当該短時間勤務職員の受ける号俸に応じた」に改め、同条第2項中「第5条第2項から第9項まで、」、「、第10条の5、第11条の2」、「第6条第2項から第9項まで、」、「、第10条の2の3、第10条の2の5」及び「、第12条の4、第13条の2」を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
- 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第10条」を「以下この条及び第10条」に、「若しくは第3項」を「、第3項、第5項若しくは第6項」に、「による給料月額」を「により決定された当該任期付短時間勤務職員の受ける号俸に応じた額」に改める。

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第8号

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 浄化槽保守点検業者は、その登録の有効期間ごとに、浄化槽の保守点検の業務に従事する浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検の業務に関する研修であって知事が指定するものを受けさせなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。
- 知事は、前項本文の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。
- 浄化槽保守点検業者は、第2項本文の規定により浄化槽管理士に研修を受けさせたときは、速やかに、当該研修を受けた旨を証する書類を知事に提出しなければならない。

第9条第1項第4号中「前条第2項」を「前条第5項」に改める。

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けている者については、これらの登録の有効期間が満了するまでの間、この条例による改正後の北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第2項の規定は、適用しない。

特定非営利活動促進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第9号

特定非営利活動促進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の3の項(2)中「公告又は」を削り、「インターネット」の次に「の利用等」を加える。

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第2条 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「副本」の次に「(同項第2号イに掲げる書類の副本については、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)」を加える。

第3条中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第7条第2項中「の書類」を「に掲げる書類」に改め、「副本」の次に「(同号イに掲げる書類の副本については、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)」を加え、同条第4項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第12条第1項の表の第1号中「写し」の次に「(法第10条第1項第2号イに掲げる書類の写しについては、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)」を加え、同表の第2号中「当該」を「役員の住所又は居所に係る記載の部分が除かれた当該」に改め、同表の第6号中「当該」を「個人の住所又は居所に係る記載の部分が除かれた当該」に、「第11条」を「前条」に改める。

第27条第2項中「以下」を「第30条第1項の表において」に改める。

第28条中「役員報酬規程等の」を「同項に規定する書類の」に、「当該役員報酬規程等（法第54条第2項第2号に掲げる書類については、既にその書類を知事に提出している場合であってその内容に変更がないときには、その旨を記載した書類）」を「同項に規定する書類」に改める。

第30条第1項の表の第2号中「係る役員報酬規程等」を「係る法第55条第1項に規定する書類」に改め、同表の第3号中「第29条」を「前条」に改める。

(北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第3条 北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成25年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号中「これ」を「当該書類（アに掲げる書類については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第11条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、控除対象特定非営利活動法人は、個人の住所又は居所

に係る記載の部分を除いて公表することができる。

第11条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 控除対象特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において、事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらの書類の個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧させることができる。

第13条第1項中「掲げる書類」の次に「(同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)」を加え、同項ただし書中「、当該書類については、この限りでない」を「当該書類について、前条第2項第2号に掲げる書類について既に知事に提出している当該書類の内容に変更がない場合は当該書類について、それぞれ提出することを要しない」に改める。

第20条第2項第5号中「第11条第2項」を「第11条第3項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第13条第1項の規定は、控除対象特定非営利活動法人（同条例第2条第2項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）がこの条例の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、控除対象特定非営利活動法人が同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第10号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表1の8の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同表2の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の喫茶店営業」を「の調理の機能を

有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」に、「喫茶店営業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同表3の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の菓子製造業」を「の食肉販売業」に、「菓子製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「食肉販売業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のA中「17,700円」を「12,300円」に改め、同項のイ中「14,400円」を「10,100円」に改め、同表4の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「のあん類製造業」を「の魚介類販売業」に、「あん類製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「魚介類販売業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のA中「17,700円」を「12,300円」に改め、同項のイ中「14,400円」を「10,100円」に改め、同表5の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「のアイスクリーム類製造業」を「の魚介類競り売り営業」に、「アイスクリーム類製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「魚介類競り売り営業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のA中「17,700円」を「26,200円」に改め、同項のイ中「14,400円」を「20,800円」に改め、同表6の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の乳処理業」を「の集乳業」に、「乳処理業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「集乳業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のA中「26,200円」を「12,300円」に改め、同項のイ中「20,800円」を「10,100円」に改め、同表7の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の特別牛乳搾取処理業」を「の乳処理業」に、「特別牛乳搾取処理業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「乳処理業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同表8の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の乳製品製造業」を「の特別牛乳搾取処理業」に、「乳製品製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「特別牛乳搾取処理業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同表9の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の集乳業」を「の食肉処理業」に、「集乳業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「食肉処理業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のA中「12,300円」を「26,200円」に改め、同項のイ中「10,100円」を「20,800円」に改め、同表10の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の乳類販売業」を「の食品の放射線照射業」に、「乳類販売業の許可又は許可の更新の申請手数料」を

「食品の放射線照射業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のA中「12,300円」を「26,200円」に改め、同項のイ中「10,100円」を「20,800円」に改め、同表11の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の食肉処理業」を「の菓子製造業」に、「食肉処理業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「菓子製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のA中「26,200円」を「17,700円」に改め、同項のイ中「20,800円」を「14,400円」に改め、同表12の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の食肉販売業」を「のアイスクリーム類製造業」に、「食肉販売業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「アイスクリーム類製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のA中「12,300円」を「17,700円」に改め、同項のイ中「10,100円」を「14,400円」に改め、同表13の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の食肉製品製造業」を「の乳製品製造業」に、「食肉製品製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「乳製品製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同表14の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の魚介類販売業」を「の清涼飲料水製造業」に、「魚介類販売業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「清涼飲料水製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のA中「12,300円」を「26,200円」に改め、同項のイ中「10,100円」を「20,800円」に改め、同表15の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の魚介類競り売り営業」を「の食肉製品製造業」に、「魚介類競り売り営業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「食肉製品製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同表16の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の魚肉練り製品製造業」を「の水産製品製造業」に、「魚肉練り製品製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「水産製品製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同表17の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の食品の冷凍又は冷蔵業」を「の冰雪製造業」に、「食品の冷凍又は冷蔵業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「冰雪製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同表18の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の食品の放射線照射業」を「の液卵製造業」に、「食品の放射線照射業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「液卵製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のA中「26,200円」を「17,700円」に改め、同項のイ中「20,800円」を「14,400円」に改め、同表19の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の清涼飲料水製

造業」を「の食用油脂製造業」に、「清涼飲料水製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「食用油脂製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同表20の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の乳酸菌飲料製造業」を「のみそ又はしょうゆ製造業」に、「乳酸菌飲料製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「みそ又はしょうゆ製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のア中「17,700円」を「20,500円」に改め、同項のイ中「14,400円」を「16,200円」に改め、同表21の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の氷雪製造業」を「の酒類製造業」に、「氷雪製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「酒類製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のア中「26,200円」を「20,500円」に改め、同項のイ中「20,800円」を「16,200円」に改め、同表22の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の氷雪販売業」を「の豆腐製造業」に、「氷雪販売業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「豆腐製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同表23の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の食用油脂製造業」を「の納豆製造業」に、「食用油脂製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「納豆製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のア中「26,200円」を「17,700円」に改め、同項のイ中「20,800円」を「14,400円」に改め、同表24の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「のマーガリン又はショートニング製造業」を「の麺類製造業」に、「マーガリン又はショートニング製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「麺類製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のア中「26,200円」を「17,700円」に改め、同項のイ中「20,800円」を「14,400円」に改め、同表25の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「のみそ製造業」を「のそうざい製造業」に、「みそ製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「そうざい製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のア中「20,500円」を「26,200円」に改め、同項のイ中「16,200円」を「20,800円」に改め、同表26の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「のしょうゆ製造業」を「の複合型そうざい製造業」に、「しょうゆ製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「複合型そうざい製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のア中「20,500円」を「33,600円」に改め、同項のイ中「16,200円」を「26,600円」に改め、同表27の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「のソース類製造業」を「の冷凍食品製造業」に、

「ソース類製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「冷凍食品製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のア中「20,500円」を「26,200円」に改め、同項のイ中「16,200円」を「20,800円」に改め、同表28の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の酒類製造業」を「の複合型冷凍食品製造業」に、「酒類製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「複合型冷凍食品製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のア中「20,500円」を「33,600円」に改め、同項のイ中「16,200円」を「26,600円」に改め、同表29の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の豆腐製造業」を「の漬物製造業」に、「豆腐製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「漬物製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同表30の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の納豆製造業」を「の密封包装食品製造業」に、「納豆製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「密封包装食品製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同項のア中「17,700円」を「26,200円」に改め、同項のイ中「14,400円」を「20,800円」に改め、同表31の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「の麺類製造業」を「の食品の小分け業」に、「麺類製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「食品の小分け業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同表32の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「のそうざい製造業」を「の添加物製造業」に、「そうざい製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」を「添加物製造業の許可又は許可の更新の申請手数料」に改め、同表33の項及び34の項を次のように改める。

33	食品衛生法施行規則 (昭和23年厚生省令第23号)別表第17第1号への規定に基づくふぐの種類 の鑑別に関する知識及び 有毒部位を除去する技術 等を有する者であること の認定のための試験の実 施	ふぐ処理者認 定試験手数料	17,700円	願書提出 のとき
34	削除			

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第11号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の5の項(11)中「第29条第17項」を「第29条第19項」に改め、同項中(11)を(13)とし、同項(10)中「第29条第16項」を「第29条第18項」に改め、同項中(10)を(12)とし、同項(9)中「第29条第15項」を「第29条第17項」に改め、同項中(9)を(11)とし、同項(8)中「第29条第14項」を「第29条第16項」に改め、同項中(8)を(10)とし、同項(7)中「第29条第13項」を「第29条第15項」に改め、同項中(7)を(9)とし、同項(6)中「第29条第11項」を「第29条第13項」に改め、同項中(6)を(8)とし、同項(5)中「第29条第10項」を「第29条第12項」に改め、同項中(5)を(7)とし、同項(4)中「第29条第9項」を「第29条第11項」に改め、同項中(4)を(6)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 法第29条第4項の規定による有料老人ホームの設置等に係る届出があった旨の市町村長への通知
- (5) 法第29条第5項の規定による同条第1項から第3項までの規定による届出がされていない疑いがある有料老人ホームを発見した旨の市町村長からの通知の受理

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第12号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
(北海道保健福祉部手数料条例の一部改正)

第1条 北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表142の項及び143の項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改め、同表145の項から146の4の項までの規定中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

第2条 北海道保健福祉部手数料条例の一部を次のように改正する。

別表112の項の次に次のように加える。

112の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査	地域連携薬局 認定申請手数料	12,300円	認定申請のとき
112の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	地域連携薬局 認定更新申請手数料	12,300円	認定更新申請のとき
112の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する	専門医療機関 連携薬局認定申請手数料	12,300円	認定申請のとき

法律第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査			
112の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料	12,300円	認定更新申請のとき

別表118の項から121の項までの規定中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表128の項から131の項までの規定中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表133の項から135の項までの規定中「第13条第6項」を「第13条第8項」に改め、同表145の項から146の4の項までの規定中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表146の6の項中「第23条の2第2項」を「第23条の2第4項」に改め、同表146の10の項中「第23条の20第2項」を「第23条の20第4項」に改め、同表152の8の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表152の10の項中「第40条の2第3項」を「第40条の2第4項」に改め、同表152の11の項中「第40条の2第5項」を「第40条の2第7項」に改め、同表152の11の3の項中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同表153の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に、「又は」を「、同令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局等の認定証又は」に改め、同表154の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に、「又は」を「、同令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局等の認定証又は」に改める。

(北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項(4)中「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし

書」に改める。

(北海道農政部手数料条例の一部改正)

第4条 北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表31の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表33の項中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改める。

附 則

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 次項の規定 令和3年4月1日

2 令和3年4月1日から同年7月31日までの間においては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第12条第7項の規定により行われる同法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査及び同法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査に係る手数料については、第2条の規定による改正後の北海道保健福祉部手数料条例（別表112の2の項及び112の4の項に係る部分に限る。）の規定の例により徴収する。

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第13号

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

目次

- 第1章 居宅サービス等関係（第1条・第2条）
- 第2章 施設サービス関係（第3条―第9条）

附則

第1章 居宅サービス等関係

(北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第95号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第16章 雑則(第277条) 附則」に改める。

第4条に次の2項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第30条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

第34条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項の規定により掲示しなければならない事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護を提供するよう努めなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第57条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供することができるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪

問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第59条中「第32条」を「第32条の2」に、「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第63条中「第32条」を「第32条の2」に改め、「第2項を除く。」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第77条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第79条中「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第85条第5号中「リハビリテーション会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。以下同じ。)」を加える。

第87条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第89条中「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第95条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加する

ことにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第95条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第96条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第98条中「第34条」を「第34条第1項」に改める。

第107条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第108条に次の1項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第110条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第111条第2項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第111条の2を第111条の3とし、第111条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、市町村等の派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護を提供するよう努めなければならない。

第113条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に、「第34条中」を「第34条第1項中」に改め、「通所介護従業者」との次に「、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を加える。

第115条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第34条第1項中」に、「及び第108条第3項」を「並びに第108条第3項及び第4項」に改める。

第135条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第39条」を「第40

条の2」に、「第111条の2第2項」を「第111条の3第2項」に改め、「第9条第1項」の次に「及び第34条第1項」を加え、「第34条中「第30条」とあるのは「第107条」と、」を「第32条の2第2項中」に、「第111条の2第3項」を「第111条の3第3項」に改める。

第143条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第144条第2項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第146条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第164条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第168条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第39条（第2項を除く。）、第40条」を、「第111条」の次に「の規定」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第34条第1項中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第171条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下」を「原則として10人以下とし、15人を超えないもの」に改める。

第178条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第179条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第179条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え

たものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第181条の3中「、第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第39条（第2項を除く。）、第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第34条第1項中」に、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」を「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第188条中「、第27条」の次に「、第32条の2」を、「第39条」の次に「（第2項を除く。）」を、「第2項を除く。）」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第34条第1項中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第201条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第204条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第39条（第2項を除く。）、第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第34条第1項中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第213条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第214条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第214条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又

は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第226条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）」を加える。

第232条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第233条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第233条に次の1項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第237条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第34条第1項中」に改める。

第245条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第248条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第1項中」に改める。

第257条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第260条に次の1項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症

が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

第261条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により掲示しなければならない事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第263条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「、品名」との次に「、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を、「利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第265条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第2項を除く。）」の次に「、第40条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第40条第3項」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第40条第3項」に改め、「利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第276条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「利用者」との次に「、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を、「利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

本則に次の1章を加える。

第16章 雑則

第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（第181条

において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場合を含む。）、第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、契約の締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第16章 雑則（第267条）
附則」に改める。

第4条に次の2項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第55条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第55条の2に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第55条の2の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第55条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第55条の3に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

第55条の4に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定により掲示しなければならない事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第55条の9の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴

介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めなければならない。

第55条の10の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第63条中「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第73条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第73条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供することができるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第75条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第83条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第69条及び第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改め、「設備及び備品等」との次に「、第73条の2中「看護師等」とあるのは「理学療

法士、作業療法士又は言語聴覚士」とを加える。

第87条第1号中「リハビリテーション会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。以下同じ。)」を加える。

第92条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第94条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第69条及び第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改め、「設備及び備品等」との次に「、第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第96条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第96条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家

族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第121条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第121条の2第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第121条の2に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第121条の4第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第122条第2項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第124条中「第52条の3」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の

4中」を「第55条の4第1項中」に改める。

第139条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第140条の2第2項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第143条中「第54条、第55条の4」を「第54条、第55条の2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の9（第2項を除く。）、第55条の10」に、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中」に改め、「第121条の2第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第154条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下」を「原則として10人以下とし、15人を超えないもの」に改める。

第157条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第158条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第158条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第165条の3中「第54条、第55条の4」を「第54条、第55条の2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の9（第2項を除く。）、第55条の10」に、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以

下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第55条の4第1項中」に、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」を「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」に改め、「第121条の2第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第172条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の9」の次に「（第2項を除く。）」を、「第2項を除く。）」の次に「、第55条の10の2」を加え、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中」に改め、「第121条の2第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第179条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第182条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の7」の次に「、第55条の8、第55条の9（第2項を除く。）、第55条の10」を加え、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の4第1項中」に改め、「第121条の2第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第194条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第195条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第195条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じな

なければならない。

第212条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加える。

第213条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第214条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第214条に次の1項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第218条中「まで、第55条の4」を「まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の9(第2項を除く。)、第55条の10」に、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第55条の4第1項中」に改める。

第232条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第235条中「まで、第55条の4」を「まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の9(第2項を除く。)、第55条の10」に、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4第1項中」に改める。

第243条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第246条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業

所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

第247条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により掲示しなければならない事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第249条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「、品名」との次に「、第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を、「利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第254条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第2項を除く。）」の次に「、第55条の10の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第55条の10第3項」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第55条の10第3項」に改め、「利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第263条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「利用者」との次に「、第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を、「利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

本則に次の1章を加える。

第16章 雑則

第267条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第51条の5第1項(第63条、第75条、第85条、第94条、

第124条、第143条（第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）、第210条第1項（第235条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、契約の締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

第2章 施設サービス関係

（北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第92号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第34条の2」に、「附則」を「第5章 雑則（第51条）」に改める。

第3条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第18条第5項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通

信機器を活用して行うものを含む。)」を加える。

第25条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 軽費老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第29条に次の1項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定により掲示しなければならない事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（虐待の防止）

第34条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第36条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

第43条中「第34条」を「第34条の2」に改める。

第44条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームB型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

第50条中「第34条」を「第34条の2」に改める。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

第51条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、契約の締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第93号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 設備及び運営に関する基準（第4条―第30条）」を
第4

章 設備及び運営に関する基準（第4条―第31条）
章 雑則（第32条）
」に改める。

第3条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加える。

第24条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第24条の2 養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対する処遇を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

本則に次の1条及び1章を加える。

(虐待の防止)

第31条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第4章 雑則

第32条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

(北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第94号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に、「附則」を「第6章 雑則（第54条）」に改める。

第3条に次の1項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

第7条ただし書中「、規則で定める職員を除き」を削る。

第8条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住

民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加える。

第25条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第34条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等の

ため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

第35条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第36条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下」を「原則として10人以下とし、15人を超えないもの」に改める。

第37条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加える。

第41条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第41条に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第43条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を加え、「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第46条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号に掲げる栄養士を置かないことができる。

第48条第1項中「(平成9年法律第123号)」を削り、「協議会()」の次に「テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。」を加える。

第49条中「及び第32条」を「、第32条及び第32条の2」に改める。

第51条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下」を「原則として10

人以下とし、15人を超えないもの」に改める。

第53条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を、「、第32条」の次に「、第32条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

第54条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

(北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第97号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第8章 雑則(第56条) 附則」に改める。

第4条に次の2項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1項ただし書及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を

加え、同条第2項ただし書中「、規則で定める職員を除き」を削る。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加える。

第17条第6項中「サービス担当者会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第22条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第22条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第22条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第35条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の規定により掲示しなければならない事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第45条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第46条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下」を「原則として10

人以下とし、15人を超えないもの」に改める。

第48条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加える。

第52条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)

に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加え、「第35条」を「第35条第1項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第8章 雑則

第56条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。)、第13条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、こ

の条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

(北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第98号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第7章 雑則(第55条) 附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第6号及び第2項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「、規則で定める職員を除き」を削る。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加える。

第17条第6項中「サービス担当者会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所

者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護老人保健施設は、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第35条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項の規定により掲示しなければならない事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加え、「第35条」を「第35条第1項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

第55条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）、第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第99号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第7章 雑則（第56条）
附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同

項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上

第4条第3項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上
第4条第4項ただし書中「、規則で定める介護職員を除き」を削る。

第17条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）」を加える。

第18条第6項中「サービス担当者会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中「第34条」を「第34条第1項」に改め、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要

な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症又は非常災害の発生時において入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項の規定により掲示しなければならない事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第43条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第44条第2項第1号ア(イ)ただし書、第45条第2項第1号ア(イ)ただし書及び第46条第2項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下」を「原則として10人以下とし、15人を超えないもの」に改める。

第48条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加える。

第52条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加え、「第34条」を「第34条第1項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

第56条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これら

に類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（前条において準用する場合を含む。）、第14条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第7章 雑則（第55条）
附則」に改める。

第3条に次の2項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第6号及び第2項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「、規則で定める職員を除き」を削る。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）」を加える。

第17条第6項中「サービス担当者会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。以下この条において同じ。）」を加

える。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第35条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項の規定により掲示しなければならない事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知

症である者の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「第30条の2」を加え、「第35条」を「第35条第1項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項(前条において準用する場合を含む。)、第13条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「講じなけれ

ば」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

- (1) 第1条の規定による改正後の北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第40条の2（新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）
- (2) 第2条の規定による改正後の北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第55条の10の2（新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）
- (3) 第3条の規定による改正後の北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第3条第4項、第34条の2（新軽費老人ホーム基準条例第43条及び第50条において準用する場合を含む。）、第36条第4項及び第44条第4項
- (4) 第4条の規定による改正後の北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第4項及び第31条
- (5) 第5条の規定による改正後の北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第5項（新特別養護老人ホーム基準条例第49条において準用する場合を含む。）、第32条の2（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）及び第34条第3項（新特別養護老人ホーム基準条例第53条において準用する場合を含む。）
- (6) 第6条の規定による改正後の北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及

び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第4条第4項、第41条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）及び第45条第3項

- (7) 第7条の規定による改正後の北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第3条第4項、第40条の2（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項
 - (8) 第8条の規定による改正後の北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2（新介護療養型医療施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項
 - (9) 第9条の規定による改正後の北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第3条第4項、第40条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
- (1) 新居宅サービス等基準条例第30条（新居宅サービス等基準条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。）、第57条（新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第77条、第87条、第96条、第107条（新居宅サービス等基準条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。）、第143条、第164条（新居宅サービス等基準条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。）、第178条、第201条、第213条、第232条、第245条及び第257条（新居宅サービス等基準条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。）
 - (2) 新介護予防サービス等基準条例第55条（新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第73条、第83条、第92条、第121条、第139条（新介護予防サービス等基準条例第165条の3及び第172条において

準用する場合を含む。)、第157条、第179条、第194条、第213条、第232条及び第243条(新介護予防サービス等基準条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。)

- (3) 新軽費老人ホーム基準条例第8条(新軽費老人ホーム基準条例第43条及び第50条において準用する場合を含む。)
 - (4) 新養護老人ホーム基準条例第8条
 - (5) 新特別養護老人ホーム基準条例第8条(新特別養護老人ホーム基準条例第49条において準用する場合を含む。)及び第35条(新特別養護老人ホーム基準条例第53条において準用する場合を含む。)
 - (6) 新指定介護老人福祉施設基準条例第29条及び第52条
 - (7) 新介護老人保健施設基準条例第29条及び第51条
 - (8) 新介護療養型医療施設基準条例第28条及び第52条
 - (9) 新介護医療院基準条例第29条及び第51条
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- (1) 新居宅サービス等基準条例第32条の2(新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)
 - (2) 新介護予防サービス等基準条例第55条の2の2(新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。)、第165条の3、第172条、第182条(新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。)、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。)
 - (3) 新軽費老人ホーム基準条例第25条の2(新軽費老人ホーム基準条例第43条

及び第50条において準用する場合を含む。)

- (4) 新養護老人ホーム基準条例第24条の2
 - (5) 新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2(新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)
 - (6) 新指定介護老人福祉施設基準条例第30条の2(新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)
 - (7) 新介護老人保健施設基準条例第30条の2(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)
 - (8) 新介護療養型医療施設基準条例第29条の2(新介護療養型医療施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)
 - (9) 新介護医療院基準条例第30条の2(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- (1) 新居宅サービス等基準条例第33条第3項(新居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条及び第276条において準用する場合を含む。)、第111条第2項(新居宅サービス等基準条例第115条、第135条、第168条(新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第237条及び第248条において準用する場合を含む。)、第144条第2項(新居宅サービス等基準条例第204条(新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第260条第6項(新居宅サービス等基準条例第265条において準用する場合を含む。)
 - (2) 新介護予防サービス等基準条例第55条の3第3項(新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条及び第263条において準用する場合を含む。)、第122条第2項(新介護予防サービス等基準条例第182条(新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第140条の2第2項(新介護予防サービス等基準条例第160条、第165条の3、第172条、第218条及び第235条において準用

する場合を含む。)及び第246条第6項(新介護予防サービス等基準条例第254条において準用する場合を含む。)

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

6 施行日から令和6年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(1) 新居宅サービス等基準条例第57条の2第3項(新居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。)、第108条第3項(新居宅サービス等基準条例第115条、第135条、第146条、第168条、第181条の3、第188条及び第204条において準用する場合を含む。)、第179条第4項、第214条第4項及び第233条第4項(新居宅サービス等基準条例第248条において準用する場合を含む。)

(2) 新介護予防サービス等基準条例第55条の2第3項(新介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。)、第121条の2第3項(新介護予防サービス等基準条例第143条、第165条の3、第172条及び第182条において準用する場合を含む。)、第158条第4項、第195条第4項及び第214条第4項(新介護予防サービス等基準条例第235条において準用する場合を含む。)

(3) 新軽費老人ホーム基準条例第25条第3項(新軽費老人ホーム基準条例第43条及び第50条において準用する場合を含む。)

(4) 新養護老人ホーム基準条例第24条第3項

(5) 新特別養護老人ホーム基準条例第25条第3項(新特別養護老人ホーム基準条例第49条において準用する場合を含む。)及び第41条第4項(新特別養護老人ホーム基準条例第53条において準用する場合を含む。)

(6) 新指定介護老人福祉施設基準条例第30条第3項及び第53条第4項

(7) 新介護老人保健施設基準条例第30条第3項及び第52条第4項

(8) 新介護療養型医療施設基準条例第29条第3項及び第53条第4項

(9) 新介護医療院基準条例第30条第3項及び第52条第4項

(ユニットの定員に係る経過措置)

7 当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例第46条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人

福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

8 前項の規定は、新居宅サービス等基準条例第171条第4項第1号ア(イ)、新介護予防サービス等基準条例第154条第4項第1号ア(イ)、新特別養護老人ホーム基準条例第36条第4項第1号ア(イ)及び第51条第4項第1号ア(イ)並びに新介護療養型医療施設基準条例第44条第2項第1号ア(イ)、第45条第2項第1号ア(イ)及び第46条第2項第1号ア(イ)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる条例の規定の適用については、前項中同表の当該中欄に掲げる字句は、同表の当該右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新居宅サービス等基準条例 第171条第4項第1号ア(イ)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項	新居宅サービス等基準条例第148条第1項第3号及び第179条第2項
新介護予防サービス等基準 条例第154条第4項第1号ア (イ)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項	新介護予防サービス等基準条例第130条第1項第3号及び第158条第2項
新特別養護老人ホーム基準 条例第36条第4項第1号ア (イ)	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項	新特別養護老人ホーム基準条例第12条第1項第4号ア及び第41条第2項
新特別養護老人ホーム基準 条例第51条第4項第1号ア (イ)	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項	新特別養護老人ホーム基準条例第12条第1項第4号ア及び第41条第2項(新特別養護老人ホーム基準条例第53条において準用する場合

		に限る。)
新介護療養型医療施設基準 条例第44条第2項第1号ア (イ)	入所定員 新指定介護老人福祉施設基 準条例第5条第1項第3号 ア及び第53条第2項	入院患者の定員 新介護療養型医療施設基準 条例第4条第1項第2号及 び第3号並びに第53条第2 項
新介護療養型医療施設基準 条例第45条第2項第1号ア (イ)	入所定員 新指定介護老人福祉施設基 準条例第5条第1項第3号 ア及び第53条第2項	入院患者の定員 新介護療養型医療施設基準 条例第4条第2項第2号及 び第3号並びに第53条第2 項
新介護療養型医療施設基準 条例第46条第2項第1号ア (イ)	入所定員 新指定介護老人福祉施設基 準条例第5条第1項第3号 ア及び第53条第2項	入院患者の定員 新介護療養型医療施設基準 条例第4条第3項第2号及 び第3号並びに第53条第2 項

(栄養管理に係る経過措置)

9 施行日から令和6年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

- (1) 新指定介護老人福祉施設基準条例第22条の2（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）
- (2) 新介護老人保健施設基準条例第20条の2（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）
- (3) 新介護療養型医療施設基準条例第20条の2（新介護療養型医療施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）
- (4) 新介護医療院基準条例第20条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

10 施行日から令和6年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用につい

ては、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

- (1) 新指定介護老人福祉施設基準条例第22条の3（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）
 - (2) 新介護老人保健施設基準条例第20条の3（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）
 - (3) 新介護療養型医療施設基準条例第20条の3（新介護療養型医療施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）
 - (4) 新介護医療院基準条例第20条の3（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）
- (規則への委任)
- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第14号

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

目次

第1章 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係
(第1条—第6条)

第2章 児童福祉法関係 (第7条—第9条)

附則

第1章 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

(北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基

準等を定める条例（平成24年北海道条例第100号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第32条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第34条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

第36条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の規定により掲示しなければならない事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の1条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第44条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第49条中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第60条第5項中「療養介護計画の作成に係る会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）」を加える。

第69条中「第74条」を「第74条第1項」に改める。

第70条に次の1項を加える。

- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第72条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第73条第2項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じな

ければ」に改める。

第74条に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定により掲示しなければならない事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条を次のように改める。

第75条 削除

第77条第2項第4号中「第75条第2項」を「次条において準用する第36条の2第2項」に改める。

第78条中「、第21条」の次に「、第34条の2、第36条の2」を加え、「第41条」を「第41条の2」に改める。

第87条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第91条中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第92条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第94条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項の規定により掲示しなければならない事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第95条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「及び第75条から第77条まで」を「、第76条及び第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第

95条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に改める。

第95条の5中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第110条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、「、第94条」を「、第94条第1項」に改める。

第110条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削る。

第123条中「第35条」を「第34条（第1項及び第2項を除く。）、第34条の2」に、「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第149条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第149条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に、「、第94条」を「、第94条第1項」に改める。

第149条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第158条第2項第4号中「第75条第2項」を「第36条の2第2項」に改める。

第159条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、「第94条」を「第94条第1項」に、「、第94条」を「、第94条第1項」に改める。

第159条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削る。

第170条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第172条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77

条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第172条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第183条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第184条の2の次に次の1条を加える。

(自己評価等)

第184条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し、基準省令第196条の3の規定により厚生労働大臣の定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第185条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第185条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第190条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第190条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第194条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第194条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第194条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を用いる方法その他の対面

に相当する方法」を加える。

第194条の12及び第194条の20中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第200条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第201条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第201条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第201条の4第2項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改め、同条第3項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第201条の11中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第201条の21に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第201条の22中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第210条第1項中「第37条から」を「第34条の2、第36条の2から」に、「第61条まで」を「第62条まで」に改め、「第72条まで」の次に「、第76条」を、「第83条」の次に「、第88条から第90条まで」を加え、「及び第94条」を「及び第92条から第94条まで」に、「第210条第2項から第5項までにおいて準用する第90条」を「第210条第1項において準用する第90条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第210条第2項から第5項までにおいて準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に改め、「第210条第1項」との次に「、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と」を加え、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に、「第210条第2項から第5項までにおいて準用する前条」を「第210条第1項において準用する前条」に改め、同条第2項中「第62条、第75条、第76条、」を削り、「から第90条まで、第92条及び第93条」を「及び第87条」に改め、「、第75条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当生活介護の」と、「及び第88条第4項」及び「、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第3項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」及び「、第75条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）の」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第4項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」及び「、第75条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）の」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第5項中「第62条、第75条、第76条、」、「、第88条から第90条まで、第92条、第93条」及び「、第75条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該

当就労継続支援B型の」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削る。

附則第8項及び第9項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第101号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第25条第5項中「施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）」を加える。

第34条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第44条中「第50条」を「第50条第1項」に改める。

第45条に次の1項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じな

なければならない。

第45条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第45条の2 指定障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第47条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第48条第2項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第50条に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項の規定により掲示しなければならない事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第51条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第57条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第57条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部改正)

第3条 北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第102号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第2条中「平成18年厚生労働省令第174号」の次に「。第71条の3において「基準省令」という。」を加える。

第3条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「療養介護計画の作成に係る会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加える。

第25条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」

に改める。

第28条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第50条、第55条及び第60条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

(自己評価等)

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し、基準省令第72条の3の規定により厚生労働大臣の定

めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条及び第87条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

(北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第103号)の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第46条」に改める。

第3条第3項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第19条第5項中「施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加える。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

- 4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第37条の2 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第41条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第46条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第106号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」

を「講じなければ」に改める。

第5条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第7条第2項第2号中「第18条第2項」を「第20条第2項」に改め、同項第3号中「第19条第2項」を「第21条第2項」に改める。

第19条を第21条とし、第18条を第20条とし、第17条を第19条とする。

第16条第2項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改め、同条を第18条とする。

第15条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第17条 地域活動支援センターは、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第15条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

- 4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって

業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第22条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(北海道福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 北海道福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第107号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第8条第2項第2号中「第16条第2項」を「第18条第2項」に改め、同項第3号中「第17条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第17条を第19条とし、第16条を第18条とし、第15条を第17条とする。

第14条第2項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改め、同条を第16条とする。

第13条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第15条 福祉ホームは、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第12条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第13条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第20条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第2章 児童福祉法関係

(北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第104号)の一部を次のように改正する。

第2条中「。第6条第1項第1号において「基準省令」という。」を削る。

第4条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条第1項第1号中「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは基準省令第5条第1項第1号の規定により文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉

サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）及び「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、規則で定める場合は、看護職員を置かないことができる。

第6条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第7条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、規則で定める場合は、看護職員を置かないことができる。

第7条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「第2項」の次に「及び第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、「次の各号に掲げる従業者」の次に「(第2項ただし書の規則で定める場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第7条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第28条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加える。

第38条中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第39条に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第41条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第42条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第44条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により掲示しなければならない事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第45条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第46条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第52条第2項中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

第56条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第71条中「第44条中」を「第44条第1項中」に改める。

第73条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、規則で定める場合は、看護職員を置かないことができる。

第73条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第79条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第81条の9中「除く。）」の次に「、第28条」を、「第39条」の次に「、第39条の2」を加える。

第89条中「除く。）」の次に「、第28条」を、「第39条」の次に「、第39条の2」を加え、「第44条中「運営規程」とあるのは「第88条に規定する運営規程」と、」を「第44条第1項中」に改める。

第90条第1項中「第6条第1項、第2項及び第4項、第7条」を「第6条(第4項を除く。)、第7条(第3項を除く。))」に、「第73条第1項、第2項及び第4項、第81条の3第1項並びに」を「第73条(第4項を除く。)、第81条の3第1項及び」に、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項を「同条第3項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項」に、「、同条第2項及び第3項」を「、同条第2項及び第4項」に、「指定通所支援」と、同条第4項を「指定通所支援」と、同条第5項」に、「同条第5項」を「同条第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項を「同条第3項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項」に改める。

(北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第105号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「責任者の設置その他の」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 心理指導担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認めら

れる者でなければならない。

第22条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)」を加える。

第35条中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

第36条に次の1項を加える。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第36条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第36条の2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第38条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第39条第2項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第41条に次の1項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定により掲示しなければならない事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示

に代えることができる。

第42条に次の1項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第43条に次の1項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第58条中「第41条中」を「第41条第1項中」に改める。

(北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
第9条 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第108号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(非常災害対策)」を付し、同条第1項中「児童福祉施設」の次に「(障害児入所施設等(障害児入所施設及び児童発達支援センターをいう。次条、第12条の2及び第13条第3項において同じ。))を除く。第3項及び同条第2項において同じ。))」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあっては毎月1回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行わなければならない。

- 3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

- 4 障害児入所施設等は、第1項及び第2項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において利用

者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

第28条第4項、第37条第3項及び第58条第4項中「除く。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第68条第3項中「4.3」を「4」に改め、同条第11項中「乳幼児」を「児童」に改め、「、少年おおむね5人につき1人以上」を削り、同条第15項中「除く。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第82条第1項中「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項ただし書中「調理員を」の次に「、規則で定める場合にあっては看護職員を」を加え、同条第2項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に、「する」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第6項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第7項中「第1項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員」に改める。

第92条第3項及び第100条第4項中「除く。）」の次に「又は大学院」を加え、「若しくはこれ」を「、研究科又はこれら」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(1) 第1条の規定による改正後の北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第4条第3項及び第41条の2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の4、第49条、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22及び第210条第1項において準用する場合を含む。）

(2) 第2条の規定による改正後の北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第4条第3項及び第57条の2

(3) 第3条の規定による改正後の北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第32条の2（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）

(4) 第4条の規定による改正後の北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項及び第46条

(5) 第5条の規定による改正後の北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第3条第4項及び第22条

- (6) 第6条の規定による改正後の北海道福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第3条第4項及び第20条
- (7) 第7条の規定による改正後の北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第4条第4項及び第46条第2項（新指定通所支援基準条例第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）
- (8) 第8条の規定による改正後の北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定入所施設基準条例」という。）第4条第4項及び第43条第2項（新指定入所施設基準条例第58条において準用する場合を含む。）
- （業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- (1) 新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の4、第49条、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22及び第210条第1項において準用する場合を含む。）
- (2) 新指定障害者支援施設基準条例第45条の2
- (3) 新障害福祉サービス基準条例第25条の2（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）
- (4) 新障害者支援施設基準条例第37条の2
- (5) 新地域活動支援センター基準条例第17条
- (6) 新福祉ホーム基準条例第15条
- (7) 新指定通所支援基準条例第39条の2（新指定通所支援基準条例第55条の

- 5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）
- (8) 新指定入所施設基準条例第36条の2（新指定入所施設基準条例第58条において準用する場合を含む。）
- (9) 第9条の規定による改正後の北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新児童福祉施設基準条例」という。）第12条の2（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- (1) 新指定障害福祉サービス基準条例第35条第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の4、第49条、第123条、第194条の12及び第194条の20において準用する場合を含む。）、第73条第2項及び第92条第2項（新指定障害福祉サービス基準条例第95条の5、第110条、第110条の4、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条、第201条の11、第201条の22及び第210条第1項において準用する場合を含む。）
- (2) 新指定障害者支援施設基準条例第48条第2項
- (3) 新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第48条第2項（新障害福祉サービス基準条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）
- (4) 新障害者支援施設基準条例第39条第2項
- (5) 新地域活動支援センター基準条例第18条第2項
- (6) 新福祉ホーム基準条例第16条第2項
- (7) 新指定通所支援基準条例第42条第2項（新指定通所支援基準条例第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）
- (8) 新指定入所施設基準条例第39条第2項（新指定入所施設基準条例第58条において準用する場合を含む。）
- (9) 新児童福祉施設基準条例第13条第3項（身体拘束等の適正化に係る経過措置）

5 施行日から令和4年3月31日までの間、次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(1) 新指定障害福祉サービス基準条例第36条の2第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条、第44条の4、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条、第201条の11、第201条の22及び第210条第1項において準用する場合を含む。）

(2) 新指定障害者支援施設基準条例第51条第3項

(3) 新障害福祉サービス基準条例第28条第3項（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）

(4) 新障害者支援施設基準条例第41条第3項

(5) 新指定通所支援基準条例第45条第3項（新指定通所支援基準条例第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）

(6) 新指定入所施設基準条例第42条第3項（新指定入所施設基準条例第58条において準用する場合を含む。）

（児童発達支援事業所等の従業者に係る経過措置）

6 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定を受けている第7条の規定による改正前の北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（次項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）が同条第1項に規定する指定児童発達支援事業所に置くべき従業者については、新指定通所支援基準条例第6条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第6条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大

学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの」とする。

8 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第56条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている事業者が同項に規定する基準該当児童発達支援事業所に置くべき従業者については、新指定通所支援基準条例第56条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定による指定を受けている旧指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）が同条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者については、新指定通所支援基準条例第73条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

10 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第73条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの」とする。

11 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第79条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている事業者が同項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者については、新指定通所支援基準条例第79条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

（福祉型障害児入所施設等の職員に係る経過措置）

12 この条例の施行の際現に存する第9条の規定による改正前の北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧児童福祉施設基準条

例」という。)第67条第1項第2号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の職員については、新児童福祉施設基準条例第68条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

13 この条例の施行の際現に存する旧児童福祉施設基準条例第68条第9項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の職員については、新児童福祉施設基準条例第68条第11項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

14 この条例の施行の際現に存する旧児童福祉施設基準条例第82条第1項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新児童福祉施設基準条例第82条第2項の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

(規則への委任)

15 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

北海道森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第15号

北海道森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例

北海道森林整備地域活動支援基金条例(平成14年北海道条例第60号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第16号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例(平成12年北海道条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1の95の項のウ(ア)中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同項のウ(ア)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項のウ(ア)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 357,000円
(判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円)

別表第1の95の項のウ(イ)中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同項のウ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項のウ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 147,000円
(判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円)

別表第1の96の項のエ(ア)中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同項のエ(ア)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項のエ(ア)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300

平方メートルを超え
1,000平方メートル以
内のもの 190,000円
(判定機関審査を受け
た場合にあっては、
23,000円)

別表第1の96の項のエ(イ)中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同項のエ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項のエ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300
平方メートルを超え
1,000平方メートル以
内のもの 85,600円
(判定機関審査を受け
た場合にあっては、
23,000円)

別表第1の97の項のア(ア)中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同項のア(ア)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項のア(ア)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300
平方メートルを超え
1,000平方メートル以
内のもの 322,000円

別表第1の97の項のア(イ)中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同項のア(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項のア(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300
平方メートルを超え

1,000平方メートル以
内のもの 125,000円

別表第1の97の項のア(ウ)中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同項のア(ウ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項のア(ウ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300
平方メートルを超え
1,000平方メートル以
内のもの 18,900円

別表第1の97の項のイ(ア)中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同項のイ(ア)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項のイ(ア)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300
平方メートルを超え
1,000平方メートル以
内のもの 170,000円

別表第1の97の項のイ(イ)中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同項のイ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項のイ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300
平方メートルを超え
1,000平方メートル以
内のもの 72,200円

別表第1の97の項のイ(ウ)中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同項のイ(ウ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項のイ(ウ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300
平方メートルを超え
1,000平方メートル以
内のもの 18,900円

別表第1の98の項のア中「f」を「g」に改め、同項のイ中「f」を「g」に改め、同項のウ中「f」を「g」に改め、同表の99の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項のウ(ア)中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同項のウ(ア)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項のウ(ア)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300
平方メートルを超え
1,000平方メートル以
内のもの 324,000円
(判定機関審査を受け
た場合にあつては、
20,100円)

別表第1の99の項のウ(イ)中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同項のウ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項のウ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300
平方メートルを超え
1,000平方メートル以
内のもの 126,000円
(判定機関審査を受け
た場合にあつては、
20,100円)

別表第1の99の項摘要欄オ中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同欄カ中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表の100の項中

「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項のエ(ア)中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同項のエ(ア)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項のエ(ア)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300
平方メートルを超え
1,000平方メートル以
内のもの 172,000円
(判定機関審査を受け
た場合にあつては、
20,100円)

別表第1の100の項のエ(イ)中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同項のエ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項のエ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300
平方メートルを超え
1,000平方メートル以
内のもの 73,600円
(判定機関審査を受け
た場合にあつては、
20,100円)

別表第1の100の項摘要欄オ中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同欄カ中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表の101の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項のウ(ア)中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同項のウ(ア)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項のウ(ア)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300
平方メートルを超え

1,000平方メートル以内のもの 322,000円
(判定機関審査を受けた場合にあっては、18,700円)

別表第1の101の項のウ(イ)中fをgとし、eをfとし、dをeとし、cをdとし、同項のウ(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項のウ(イ)中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 125,000円
(判定機関審査を受けた場合にあっては、18,700円)

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第17号

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北海道道路占用料徴収条例（昭和45年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第11条の8第1項」を「第11条の9第1項」に改める。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

	法第2条第2項第5号に規	地下に設				
--	--------------	------	--	--	--	--

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	けるもの	長さ1メートルにつき1年	3	2	2
		その他のもの			9	8	7
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	730	610	540
		上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	460	380	340	
	地下に設けるもの		270	230	200		
	その他のもの		910	760	680		

別表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「第32条第1項第3号及び第4号」を「第32条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第18号

北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年北海道条例第110号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第46条」を「第47条」に改める。

第35条中「柵」を「自動運行補助施設、柵」に改める。

第47条を第48条とし、第46条の次に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第47条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、北海道高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第111号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道公営企業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第19号

北海道公営企業条例の一部を改正する条例

北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表清水沢発電所の項中「3,400キロワット」を「3,490キロワット」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第20号

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第2条に規定する期間の末日までの間に限り、」を削り、「同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項の規定は、令和3年2月13日から適用する。